5.　交付金事業における国費割合（2026年(令和8年)度）

（都道府県）

令和８年度			（参考）令和７年度		
引上率	国費割合	地方公共団体の分類	引上率	国費割合	地方公共団体の分類
1.00	(重点) 0.55 (その他) 0.50	宮城,福島,茨城,栃木, 群馬,埼玉,千葉,東京, 神奈川,長野,新潟,富山, 石川,岐阜,静岡,愛知, 三重,滋賀,京都,大阪, 兵庫,岡山,広島,香川, 福岡 （25 都府県）	1.00	(重点) 0.55 (その他) 0.50	宮城,福島,茨城,栃木, 群馬,埼玉,千葉,東京, 神奈川,長野,新潟,富山, 石川,岐阜,静岡,愛知, 三重,滋賀, 京都,大阪, 兵庫,岡山, 広島,福岡 （24 都府県）
1.01 ～ 1.25	(重点) 0.55δ (その他) 0.50δ	青森,岩手,秋田,山形, 山梨,福井,奈良,和歌山, 鳥取,島根,山口,徳島, 愛媛,高知,佐賀, 長崎,熊本,大分, 宮崎,鹿児島 （20 県）	1.01 ～ 1.25	(重点) 0.55δ (その他) 0.50δ	青森,岩手,秋田,山形, 山梨,福井, 奈良,和歌山,鳥取,島根, 山口,徳島, 香川,愛媛, 高知,佐賀, 長崎,熊本, 大分,宮崎, 鹿児島 （21 県）

※一般国道・都道府県道の改築、修繕の場合

※北海道は国費割合 0.60 を適用（引上率 1.00～1.09 の場合、国費割合 0.60 を適用。引上率 1.10～の場合、0.55δの国費割合を適用）

※沖縄県は国費割合 0.90（一般国道、県道）を適用

※δは引上率。引上率とは、公共事業に係る国の負担又は補助の割合を引き上げる率として、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」第３条に基づき算定され、総務大臣より通知される値

$$\text{引上率} = １ + ０．２５ \times \frac{０．４６ - \text{当該適用団体の財政力指数}}{０．４６ - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点二位未満は切り上げ）